

No 1	北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について  (消防局警防部警防課)
---------	---

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、他の法令による給付との調整に係る率を変更するため、関係規定を改めるもの

- 1 障害厚生年金等（障害基礎年金が支給される場合を除く。）との併給に係る調整率の変更（付則第31項、第34項関係）

補償の種類		現行	改正後
傷 病 補 償 年 金	特殊公務災害以外の場合	<u>0.86</u>	<u>0.88</u>
	特殊公務災害の場合	<u>0.91</u> (第1級又は第2級の傷病等級に該当する場合は <u>0.90</u> )	<u>0.92</u> (第1級の傷病等級に該当する場合は <u>0.91</u> )
休業補償		<u>0.86</u>	<u>0.88</u>

- 2 施行期日

平成28年4月1日